三 財 第 2 6 5 号 平成30年10月9日

各部(局)長様

総務部長

平成31年度の予算編成方針について (通知)

標記について、下記のとおり定めましたので、三木市財務規則第7条第1項の規定により通知します。

各部(局)長においては、下記方針を踏まえ、部(局)内で熟議の上で、 予算を要求してください。

記

1 経済情勢と国の財政動向

我が国の経済は、内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかな回復が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」とされ、依然として不透明な状況にあります。

このような情勢の中、国政では、少子高齢化の克服による持続的な成長 経路を実現するため、「人づくり改革の実現と拡大」「生産性革命の実現 と拡大」「働き方改革の推進」「経済・財政一体改革の推進」などを進め ることとされています。

また、国の平成31年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針20 18」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を 緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされ、施策の優先順位 を洗い直し、無駄を排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされて います。

これらを踏まえ、本市においては、今後の国政の動向を十分注視し、的 確かつ適切に対応する必要があります。

2 三木市の財政状況

平成29年度決算(見込)を踏まえて見直した財政計画において、5年後の平成34年度における基金残高は、現在よりも6億円の減少にとどまる見込みとなっています。

このため、平成30年度に予定していた本格的な事業見直しは、平成3 0年度決算等を踏まえて、実施時期及び内容を再検討することとします。

ただし、今後、支出面においては、社会保障費や公債費、公共施設の改修費等の増加が見込まれることに加え、ごみ処理施設の整備などの大型事業が予定されています。

また、収入面では、現在、国において、本市の貴重な財源となっている ゴルフ場利用税交付金(約6億円)の存廃や、地方公共団体の基金残高の 増加を理由とした地方交付税の削減が議論されるなど先行きが不透明であ り、市の財政は楽観視できない状況です。

3 平成31年度の収支見通しとその対応

(別紙「平成31年度当初予算収支フレーム」を参照)

(1) 収支見通し

ア 収入面

市税は、固定資産税の評価替による減額が想定よりも少なかったことなどから、平成30年度当初予算計上額から増加する見込みです。

普通交付税は、合併特例加算の段階的削減などにより減少する見込みです。

イ 支出面

扶助費は、認定こども園への給付費について、来年10月から国で 開始される予定の3~5歳児保育料無償化施策により、国・県負担金 が増加する見込みであるため、一般財源としては減少する見込みです。

(2) 収支見通しを踏まえた対応

消費税が来年10月から予定どおり増税され、また、国・県の制度が 現在と大きく変わらない限り、平成31年度の収支は急激に悪化するこ とはないと見込んでいます。

しかしながら、今後10年間の収支見通しを考えると、決して楽観視 できる状況にはありません。

このことから、平成31年度当初予算においては、各事業の必要性や 金額の妥当性などを改めて点検しながら、社会情勢の変化などで現状に そぐわなくなったと考えられる事業や、目的を一定程度達成したと考えられる事業等については見直しを行い、新たな市民ニーズにも対応しつ つ、健全な財政運営をめざして編成します。

4 平成31年度予算編成方針

以上のことを踏まえ、平成31年度当初予算も引き続き「誇りを持って暮らせるまち三木」へ向け、次に掲げる基本方針に基づき、市民目線に立った 予算を編成します。

- (1) 平成30年度の施政方針に引き続き、次の5つの施策を重点的に推進します。
 - ① 教育環境の整備・充実
 - ② 地域に根ざした仕事の創出
 - ③ 地域資源を活かした観光振興
 - ④ 安全・安心なふるさとの構築
 - ⑤ 広域公共交通網の整備

(2) 適切な積算による予算計上

予算計上に当たっては、次の観点に基づき、適切な積算を行います。

- ① 各費目は、例年の決算額等を考慮して積算を行い、不用額を抑制
- ② 特に、扶助費及び補助金は、年間に想定される対象者(団体)を適切に把握して積算
- ③ 新規事業に係る委託料及び工事請負費等は、効果的かつ安価な方法を複数の観点で検討し、適切な価格を計上
- ④ 消費税は、来年10月から10%に増税されることを前提に積算

(3) 総計予算主義の原則

平成31年度に見込まれる収入支出の一切は、すべて当初予算に計上 し、その後の補正予算については、災害や国・県の制度改正など真にや むを得ないもののみとします。

(4) 市制施行65周年について

来年7月に市制65周年を迎えます。記念事業等を行う場合は予算要求してください。

5 予算要求について

各部(局)長におかれては、上記の予算編成方針に基づき、部内で熟議 の上、総務部財政課へ予算要求関係書類を提出してください。

なお、平成31年度当初予算についても、平成30年度と同様に予算要 求枠は設定しませんが、財政課において一件査定を行います。

要求締切日は、次のとおりとします。

- ① 新規事業以外(拡充事業や施設改修を含む。) 平成30年11月 9日(金)
- ② 新規事業(施設改修の新規事業を除く。) 平成30年11月22日(木)

6 その他

- (1) 収入の確保に当たっては、次に掲げる点について、特段の取組みを行ってください。
 - ア 債権管理条例に基づき、滞納に対する取組みを強化
 - イ 事業を実施する中で新たな財源を検討し、収入を確保
 - ウ 国・県の補助金交付要綱を熟読し、制度を有効に活用
- (2) 定期監査・決算審査や市議会決算特別委員会等で指摘を受けた事項に ついては、各部(局)において検討を行い、対応策を予算要求に反映さ せてください。
- (3) 施設・設備の改修工事や備品の購入などについて、市債が活用できる場合があるので、案件があれば事前に財政課と協議してください。
- (4) 予算要求の締切後に、国・県の予算編成の進捗により制度改正が発生 した時は、追加で予算要求を受け付ける場合があるので、速やかに財政 課に連絡してください。

平成31年度当初予算 収支フレーム (一般財源ベース)

(単位:百万円)

		3 1 年 度	3 0 年 度		減
	区 分	予算編成方針	当 初 予 算	a—b	c/b
		(a)	(b)	(c)	٠, ٣
	市税	11, 178	11, 108	70	0. 6%
歳	地方交付税	5, 319	5, 380	△ 61	Δ 1.1%
	臨時財政対策債	1, 340	1, 300	40	3. 1%
入	その他	2, 743	2, 817	△ 74	Δ 2.6%
	歳入合計	20, 580	20, 605	△ 25	Δ 0.1%
	人件費	4, 374	4, 375	Δ 1	0.0%
	扶助費	2, 376	2, 631	△ 255	Δ 9.7%
歳	公債費	2, 933	3, 016	△ 83	Δ 2.8%
	義務的経費 小計	9, 683	10, 022	△ 339	△ 3.4%
	繰出金	4, 520	4, 564	△ 44	Δ 1.0%
出	その他一般経費	7, 177	7, 188	Δ 11	Δ 0.2%
	その他経費・小計・・・	11, 697	11, 752	△ 55	Δ 0.5%
	歳 出 合 計 (B + C)	21, 380	21, 774	△ 394	Δ 1.8%
財源不足額 A一D E		△ 800	Δ 1,169	369	

[※]財源不足額は、基金の取崩しにより対応

[※]財源不足額は予算上の数値であり、途中に補正がなければ執行残額により決算では減少する見込み